

永平寺町営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和5年9月11日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第21号

永平寺町営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町営住宅条例施行規則(平成18年永平寺町規則第93号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「条例第11条」を「条例第12条」に改める。

第11条の4第2項ただし書中「第15条第1項第2号」を「第11条第1項第2号」に改め、同条第3項中「条例第18条第2項」を「条例第14条第4項」に、「第15条第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改め、同条第6項中「様式第23号により」を削る。

第14条第2項第4号中「条例第5条第3項」を「条例第5条第1項第2号」に改める。
様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

永平寺町営住宅入居請書

入 居 住 宅	町 営	団 地	棟	階	室	
	所 在 地	吉田郡永平寺町				番 地
	住宅の種類					
	使用許可 の 期 間	年 月 日から		年		
		年 月 日まで				
家賃月額	円	敷 金	円			

上記の町営住宅の入居については、永平寺町営住宅条例、同施行規則及びこれらに基づく下記事項及び裏面項目を遵守いたします。

- (1) 町営住宅の保管義務を履行すること。
- (2) 各種届出を履行し、承認事項を遵守すること。
- (3) 届出なく15日以上を空き家にしないこと。
- (4) 家賃を滞納しないこと。
- (5) 入居者及び同居者は暴力団員でないこと。
- (6) 住宅及び共同施設を故意にき損しないこと。
- (7) 不正行為による入居、住宅の他者への貸与若しくは入居権利の他者への譲渡をしないこと。
- (8) その他団地内及び周辺的环境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

永平寺町長 様

年 月 日

入居者 現住所 _____

氏 名 _____ ㊞

上記入居者の町営住宅の入居に伴う連帯保証人の引き受けに際し、入居者と連携して家賃及び損害賠償金その他の町営住宅の使用により生じた本町に対する債務について責任を負うものとし、入居者が履行しない場合は、入居者に代わり、直ちに支払うことを誓約いたします。

連 帯 保 証 人 (個 人)			
住 所	〒 _____		
	(電話番号 _____)		
ふりがな 氏 名 (生年月日)	_____ ㊞		
	年	月	日 生
入居者との間柄		極 度 額	
勤 務 先	所在地 名 称 (電話番号 _____)		

法人保証の場合は下欄に記入し、保証の内容を証する書類の写しを添付してください。

連帯保証人 (保証法人)	所在地 名 称 家賃債務保証業者登録番号 国土交通大臣 () 第 _____ 号 (電話番号 _____)
-----------------	---

(注) 提出に当たっては裏面の注意事項をよく読んでください。

(裏面)

遵守すべき事項

- 1 共用箇所等の環境維持等に努めること。
- 2 団地内道路及び空地に駐車しないこと。
- 3 犬、猫等の動物を飼育しないこと。
- 4 入居後は団地内の他の居住者と円満な共同生活を送ること。
- 5 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者の世帯収入に応じて変動することを承知し、これを納入すること。
- 6 必要な添付書類を揃え、収入申告(報告)の提出を遅滞なく行うこと。
※未提出の場合や添付書類が不備の場合には近隣の民間住宅と同程度の家賃(以下「近傍同種の住宅の家賃」という。)を請求します。
- 7 収入基準額を超えた場合にはその収入に応じ、家賃の納入及び義務を果たすこと。
 - ・収入超過者(3年以上居住し、15.8万円(裁量世帯の場合21.4万円)を超える収入のある方)本来家賃に、収入分位や収入超過者期間に応じた金額を加算した家賃/住宅明渡努力義務
 - ・高額所得者(5年以上入居し、かつ、31.3万円を超える収入のある方)近傍同種の住宅の家賃/住宅明渡義務
- 8 電気、ガス、水道及び下水道の使用料、汚物及びじんかいの処理に要する費用並びに共同施設の管理に要する費用は、入居者が負担すること。
- 9 下記行為を行う場合は、必ず町長の承認を得て行い、返還時には原状回復若しくは無償寄附すること。
 - (1) 住宅の様式替えや増築
 - (2) 住宅の住宅以外の目的での使用
 - (3) 住宅の交換
- 10 住宅の返還に際しては、下記事項を遵守すること。
 - (1) 返還予定日の10日前までに、永平寺町に返還届を提出すること。
 - (2) 以下に示す修繕等は入居者の負担で行い、原状回復後に返還すること。
 - ① 畳の表替え、ふすま・障子の張替え、ガラスの修繕、照明器具、その他軽微な修繕
 - ② 故意又は過失による破損箇所の修繕
 - ③ 様式替えや増築等箇所の原状回復
 - ④ 汚れ箇所の清掃等
- 11 使用期間は、入居日から5年間とし、期間満了の1月内に請書の更新手続きをすること。ただし、更新手続きをしないときは、現請書と同様の内容で更新するものとし、記載事項を遵守すること。
- 12 違反した場合には住宅の明け渡しに応じること。

注意事項

- 1 連帯保証人の印は、印鑑登録をしてある印鑑を使用してください。
- 2 連帯保証人(個人)は、次の条件に当てはまる必要があります。
 - (1) 未成年者等でないこと。
 - (2) 入居者の収入基準と同等以上の収入があること。
 - (3) 市町村民税を滞納していない者であること。
- 3 記載事項に異動があったときは、所定の手続きをとってください。
- 4 連帯保証人からの請求に基づき、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を連帯保証人に対して提供する場合があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。